

# 固定資産税の軽減(新型コロナウイルス関連)

## 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入に一定の影響を受けた中小事業者及び小規模事業者などに対し、事業収入の減少幅に応じて令和3年度の固定資産税の軽減を行います。軽減を受けるには、事前に認定経営革新等支援機関等から要件を満たしていることの確認を受ける必要があります。

## ▼中小事業者、小規模事業者とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合

※ただし、大企業の子会社等（下記のいずれかの要件に該当する事業）は対象外となります。

- ① 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小事業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

## 軽減内容

### ▼軽減対象となる範囲

**事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税**

### ▼軽減される割合

事業収入の対前年度比の減少率に対する軽減率は以下の通りです

事業収入の対前年度比の減少率 ※注1	軽減率
50%以上減少	全額軽減
30%以上50%未満	2分の1軽減

※注1：令和2年2～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年度同期比減少率

### ▼軽減される期間

令和3年度分（2021年度分）

## 申請方法

### ▼申請期間

令和3年1月4日（月曜日）から2月1日（月曜日）  
感染症予防のため、可能な限り郵送申請にご協力ください。  
償却資産につきましては例年通りの申告が必要です。

### ▼申請手順

本制度の適用について認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会議所など）に認定を受けた後、市へ申請書を提出していただきます。  
※詳細は別添のとおり

### ▼提出書類

- ① 常総市用申請様式
- ② 認定経営革新等支援機関等から確認を受けた申告書（原本）
- ③ 同機関等に提出した書類一式（コピー可）

#### ▼収入減を証する書類

- ・ 会計帳簿や青色申告決算書の写し等（不動産賃料を猶予したことにより特例の対象となる不動産賃貸業者にあっては、猶予の金額や期間等が確認できる書類）

#### ▼（対象となる事業用家屋がある場合）特例対象家屋の事業用割合を示す書類

- ・ 青色申告決算書、見取り図等

#### ▼その他提出した書類